

令和7年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正されます

## 募集情報等提供事業者(求人募集サイト、人材データベース等)が 新たに遵守すべき事項

募集情報等提供事業者(求人募集サイト、人材データベース等)は、令和7年4月1日から、利用料金の額や発生条件、違約金の額、解約方法等を含む契約の内容を分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他適切な方法により、あらかじめ労働者の募集を行う方に誤解が生じないように明示することが義務づけられます。

### 求人募集サイトを利用する際のチェックポイント

#### 契約締結時の確認ポイント

- 料金の発生要件や契約解除について**  
利用料金の発生要件や契約解除の方法について、確認しましょう。
- 労働者を採用したときの事業者への報告有無やその期限・方法**  
労働者を採用したとき、募集情報等提供事業者への報告が必要かどうか、また報告期限や報告方法について、確認しましょう。数日といった短期間で退職した場合でも、報告が必要か、なども確認しましょう。
- 労働者との連絡方法**  
募集情報等提供事業者が指定する連絡方法(例えば、募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能など)に限られるのかどうか、確認しましょう。
- 情報提供を受けた労働者を他の機関経由で採用した場合の扱い**  
この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか、確認しましょう。
- 違約金について**  
どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額について確認しましょう。
- 返戻金について**  
採用した労働者が短期間で辞めた場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率はどのようなものか確認しましょう。
- 契約主体について**  
当該求人事業所のみ適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか確認しましょう。